

議案第 37 号

杉並区国民健康保険条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 25 年 2 月 20 日

提出者 杉並区長 田 中 良

杉並区国民健康保険条例の一部を改正する条例

杉並区国民健康保険条例（昭和 34 年杉並区条例第 21 号）の一部を次のように改正する。

第 11 条第 2 項中「障害者自立支援法（）」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（）」に、「障害者自立支援法施行令」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令」に、「支援法施行令」を「障害者総合支援法施行令」に、「第 1 条第 3 号」を「第 1 条の 2 第 3 号」に、「支援法施行令」を「障害者総合支援法施行令」に改め、同条第 4 項第 2 号ただし書中「支援法施行令」を「障害者総合支援法施行令」に改める。

第 14 条の 4 第 1 号中「100 分の 6.28」を「100 分の 6.02」に改め、同条第 2 号中「3 万円」を「3 万 600 円」に改める。

第 14 条の 12 第 1 号中「100 分の 2.23」を「100 分の 2.34」に、「100 分の 59」を「100 分の 60」に改め、同条第 2 号中「1 万 200 円」を「1 万 800 円」に、「100 分の 41」を「100 分の 40」に改める。

第 15 条の 4 第 1 号中「100 分の 1.38」を「100 分の 1.64」に改め、同条第 2 号中「1 万 4,100 円」を「1 万 5,000 円」に改める。

第 18 条の 2 第 1 号中「の属する月以後 5 年を経過する月までの間に限り、同日」を削り、同号ア中「2 万 1,000 円」を「2 万 1,420 円」に改め、同号イ中「7,140 円」を「7,560 円」に改め、同号ウ中「9,870 円」を「10,500 円」に改め、同条第 2 号ア中「1 万 5,000 円」を「1 万 5,300 円」に改め、同号イ中「5,100 円」を「5,400 円」に改め、同号ウ中「7,050 円」を「7,500 円」に改め、同条第 3 号ア中「6,000 円」を「6,120 円」に改め、同号イ中「2,040 円」を「2,160 円」に改め、同号ウ中「2,820 円」を「3,000 円」に改める。

附則第 4 条（見出しを含む。）中「平成 25 年度」を「平成 26 年度」に改め、附則に次の 1 条を加える。

（平成 25 年度及び平成 26 年度における保険料の所得割額の算定の特例）

第7条 平成25年度及び平成26年度における第14条第1項、第14条の6、第14条の11、第14条の14及び第15条の3に規定する基礎控除後の総所得金額等の算出においては、当該年度分の地方税法の規定による都民税及び特別区民税（同法の規定による道府県民税及び市町村民税を含むものとし、同法第50条の2及び同法第328条の規定によつて課する所得割の額並びに同法第24条第1項の規定によつて課する利子割額、配当割額及び株式等譲渡所得割額を除く。以下この条において同じ。）が課されない者（条例の定めるところにより当該都民税及び特別区民税が課されない者を含む。）については、賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等から次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に掲げる金額を控除するものとする。

(1) 平成25年度 平成24年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等の100分の50に相当する金額

(2) 平成26年度 平成25年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等の100分の25に相当する金額

2 世帯主又は当該世帯に属する被保険者が特例対象被保険者等であつて、当該者の賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等に所得税法第28条第1項に規定する給与所得が含まれているときは、当該給与所得については、同条第2項の規定によつて計算した金額の100分の30に相当する金額を当該者の給与所得として前項の規定を適用する。

附 則

1 この条例は、平成25年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、附則第4条の改正規定は、公布の日から施行する。

2 この条例による改正後の杉並区国民健康保険条例（以下「新条例」という。）第11条の規定は、施行日以後に行われる医療に関する給付を受ける場合について適用し、施行日前に行われた医療に関する給付を受ける場合については、なお従前の例による。

3 新条例第14条の4、第14条の12、第15条の4、第18条の2及び附則第7条の規定は、平成25年度分の保険料から適用し、平成24年度分までの保険料については、なお従前の例による。

（提案理由）

保険料率を改定する等の必要がある。

る額を限度とする。

5 及び 6 略

(一般被保険者に係る基礎賦課額の保険料率)

第 14 条の 4 一般被保険者に係る基礎賦課額の保険料率は、次のとおりとする。

(1) 所得割 100分の6.02

(一般被保険者に係る基礎賦課総額の100分の60に相当する額を一般被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等の見込額(政令第29条の7第2項第4号ただし書に規定する場合にあつては、国民健康保険法施行規則(昭和33年厚生省令第53号。以下「省令」という。)第32条の9に規定する方法により補正された後の金額)の総額で除して得た数)

(2) 被保険者均等割 被保険者1人につき3万600円(一般被保険者に係る基礎賦課総額の100分の40に相当する額を当該年度の初日における一般被保険者の見込数で除して得た額)

(一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の保険料率)

第 14 条の 12 一般被保険者に係る後

る額を限度とする。

5 及び 6 略

(一般被保険者に係る基礎賦課額の保険料率)

第 14 条の 4 一般被保険者に係る基礎賦課額の保険料率は、次のとおりとする。

(1) 所得割 100分の6.28

(一般被保険者に係る基礎賦課総額の100分の60に相当する額を一般被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等の見込額(政令第29条の7第2項第4号ただし書に規定する場合にあつては、国民健康保険法施行規則(昭和33年厚生省令第53号。以下「省令」という。)第32条の9に規定する方法により補正された後の金額)の総額で除して得た数)

(2) 被保険者均等割 被保険者1人につき3万円(一般被保険者に係る基礎賦課総額の100分の40に相当する額を当該年度の初日における一般被保険者の見込数で除して得た額)

(一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の保険料率)

第 14 条の 12 一般被保険者に係る後

期高齢者支援金等賦課額の保険料率は、次のとおりとする。

(1) 所得割 100分の2.34

(一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額の100分の60に相当する額を一般被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等の見込額(政令第29条の7第3項第4号ただし書に規定する場合にあつては、省令第32条の9の2に規定する方法により補正された後の金額)の総額で除して得た数)

(2) 被保険者均等割 被保険者1人につき1万800円(一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額の100分の40に相当する額を当該年度の初日における一般被保険者の見込数で除して得た額)

(介護納付金賦課額の保険料率)

第15条の4 介護納付金賦課被保険者に係る介護納付金賦課額の保険料率は、次のとおりとする。

(1) 所得割 100分の1.64

(介護納付金賦課総額の100分の50に相当する額を介護納付金賦課被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等の見込額(政令第29条

期高齢者支援金等賦課額の保険料率は、次のとおりとする。

(1) 所得割 100分の2.23

(一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額の100分の59に相当する額を一般被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等の見込額(政令第29条の7第3項第4号ただし書に規定する場合にあつては、省令第32条の9の2に規定する方法により補正された後の金額)の総額で除して得た数)

(2) 被保険者均等割 被保険者1人につき1万200円(一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額の100分の41に相当する額を当該年度の初日における一般被保険者の見込数で除して得た額)

(介護納付金賦課額の保険料率)

第15条の4 介護納付金賦課被保険者に係る介護納付金賦課額の保険料率は、次のとおりとする。

(1) 所得割 100分の1.38

(介護納付金賦課総額の100分の50に相当する額を介護納付金賦課被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等の見込額(政令第29条

の7第4項第4号ただし書に規定する場合にあつては、省令第32条の10に規定する方法により補正された後の金額)の総額で除して得た数)

(2) 被保険者均等割 被保険者1人につき1万5,000円(介護納付金賦課総額の100分の50に相当する額を当該年度の初日における介護納付金賦課被保険者の見込数で除して得た額)

(保険料の減額)

第18条の2 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の額は、第13条の4又は第14条の5の基礎賦課額から、それぞれ当該各号のアに定める額を減額して得た額(当該減額して得た額が51万円を超える場合には、51万円)及び第14条の10又は第14条の13の後期高齢者支援金等賦課額から、それぞれ当該各号のイに定める額を減額して得た額(当該減額して得た額が14万円を超える場合には、14万円)並びに第15条の2の介護納付金賦課額から、それぞれ当該各号のウに定める額を減額して得た額(当該減額して得た額が12万円を超える場合には、12万円)の合算額とする。

の7第4項第4号ただし書に規定する場合にあつては、省令第32条の10に規定する方法により補正された後の金額)の総額で除して得た数)

(2) 被保険者均等割 被保険者1人につき1万4,100円(介護納付金賦課総額の100分の50に相当する額を当該年度の初日における介護納付金賦課被保険者の見込数で除して得た額)

(保険料の減額)

第18条の2 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の額は、第13条の4又は第14条の5の基礎賦課額から、それぞれ当該各号のアに定める額を減額して得た額(当該減額して得た額が51万円を超える場合には、51万円)及び第14条の10又は第14条の13の後期高齢者支援金等賦課額から、それぞれ当該各号のイに定める額を減額して得た額(当該減額して得た額が14万円を超える場合には、14万円)並びに第15条の2の介護納付金賦課額から、それぞれ当該各号のウに定める額を減額して得た額(当該減額して得た額が12万円を超える場合には、12万円)の合算額とする。

(1) 世帯主、当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。）現在においてその世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者（法第6条第8号に該当したことにより被保険者の資格を喪失した者であつて、当該資格を喪失した日の前日_____以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。）につき算定した地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額（同法第317条の2第1項第2号に規定する青色専従者給与額又は同法第313条第5項に規定する事業専従者控除額については、同条第3項、第4項又は第5項の規定を適用せず、また、所得税法（昭和40年法律第33号）第57条第1項、第3項又は第4項の規定の例によらないものとし、地方税法第314条の2第1項に規定する山林所得金額及び他の所得と区分して計算される所得の金額（同法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得の金額、同法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同

(1) 世帯主、当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。）現在においてその世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者（法第6条第8号に該当したことにより被保険者の資格を喪失した者であつて、当該資格を喪失した日の前日の属する月以後5年を経過する月までの間に限り、同日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。）につき算定した地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額（同法第317条の2第1項第2号に規定する青色専従者給与額又は同法第313条第5項に規定する事業専従者控除額については、同条第3項、第4項又は第5項の規定を適用せず、また、所得税法（昭和40年法律第33号）第57条第1項、第3項又は第4項の規定の例によらないものとし、地方税法第314条の2第1項に規定する山林所得金額及び他の所得と区分して計算される所得の金額（同法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得の金額、同法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同

法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額、同法附則第35条第5項に規定する短期譲渡所得の金額、同法附則第35条の2第6項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の2の6第11項若しくは第15項又は第35条の3第11項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額（同法附則第35条の4の2第7項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額及び同条第12項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この条において同じ。）の算定についても同様とする。以下この条において同じ。）及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項に規定する金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者

ア 基礎賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人について2万1,420円

イ 後期高齢者支援金等賦課額に係

法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額、同法附則第35条第5項に規定する短期譲渡所得の金額、同法附則第35条の2第6項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の2の6第11項若しくは第15項又は第35条の3第11項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額（同法附則第35条の4の2第7項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額及び同条第12項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この条において同じ。）の算定についても同様とする。以下この条において同じ。）及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項に規定する金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者

ア 基礎賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人について2万1,000円

イ 後期高齢者支援金等賦課額に係

る被保険者均等割額 被保険者1人について7,560円

ウ 介護納付金賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人について10,500円

(2) 前号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項に規定する金額に24万5,000円に当該年度の保険料賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。)現在において、その世帯に属する被保険者(当該世帯主を除く。)の数と特定同一世帯所属者(当該世帯主を除く。)の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて前号に該当する者以外のもの

ア 基礎賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人について1万5,300円

イ 後期高齢者支援金等賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人について5,400円

ウ 介護納付金賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人につい

る被保険者均等割額 被保険者1人について7,140円

ウ 介護納付金賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人について9,870円

(2) 前号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項に規定する金額に24万5,000円に当該年度の保険料賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。)現在において、その世帯に属する被保険者(当該世帯主を除く。)の数と特定同一世帯所属者(当該世帯主を除く。)の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて前号に該当する者以外のもの

ア 基礎賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人について1万5,000円

イ 後期高齢者支援金等賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人について5,100円

ウ 介護納付金賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人につい

て7,500円

(3) 第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項に規定する金額に35万円に当該年度の保険料賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。)現在において、その世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて前2号に該当する者以外のもの

ア 基礎賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人について6,120円

イ 後期高齢者支援金等賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人について2,160円

ウ 介護納付金賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人について3,000円

附 則

(平成22年度から平成26年度までの各年度における一般被保険者に係る基礎賦課総額の特例)

第4条 平成22年度から平成26年度

て7,050円

(3) 第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項に規定する金額に35万円に当該年度の保険料賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。)現在において、その世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて前2号に該当する者以外のもの

ア 基礎賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人について6,000円

イ 後期高齢者支援金等賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人について2,040円

ウ 介護納付金賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人について2,820円

附 則

(平成22年度から平成25年度までの各年度における一般被保険者に係る基礎賦課総額の特例)

第4条 平成22年度から平成25年度

までの各年度における第13条の3の規定の適用については、同条第1号中「保健事業に要する費用の額」とあるのは「保健事業に要する費用の額、法附則第26条第1項第1号に掲げる交付金を交付する事業に係る同条第2項の規定による拠出金に相当する額及び同条第1項第2号に掲げる交付金を交付する事業に係る同条第2項の規定による拠出金の2分の1に相当する額」と、同条第2号中「その他」とあるのは「、法附則第26条第1項の規定による交付金その他」とする。

(平成25年度及び平成26年度における保険料の所得割額の算定の特例)

第7条 平成25年度及び平成26年度における第14条第1項、第14条の6、第14条の11、第14条の14及び第15条の3に規定する基礎控除後の総所得金額等の算出においては、当該年度分の地方税法の規定による都民税及び特別区民税(同法の規定による道府県民税及び市町村民税を含むものとし、同法第50条の2及び同法第328条の規定によつて課する所得割の額並びに同法第24条第1項の規定によつて課する利子割額、配当割額及び株式等譲渡所得割額を除く。以下この条において同じ。)が課されない者

までの各年度における第13条の3の規定の適用については、同条第1号中「保健事業に要する費用の額」とあるのは「保健事業に要する費用の額、法附則第26条第1項第1号に掲げる交付金を交付する事業に係る同条第2項の規定による拠出金に相当する額及び同条第1項第2号に掲げる交付金を交付する事業に係る同条第2項の規定による拠出金の2分の1に相当する額」と、同条第2号中「その他」とあるのは「、法附則第26条第1項の規定による交付金その他」とする。

(条例の定めるところにより当該都民
税及び特別区民税が課されない者を含
む。) については、賦課期日の属する
年の前年の所得に係る基礎控除後の総
所得金額等から次の各号に掲げる区分
に従い、当該各号に掲げる金額を控除
するものとする。

(1) 平成 2 5 年度 平成 2 4 年の所
得に係る基礎控除後の総所得金額等
の 1 0 0 分の 5 0 に相当する金額

(2) 平成 2 6 年度 平成 2 5 年の所
得に係る基礎控除後の総所得金額等
の 1 0 0 分の 2 5 に相当する金額

2 世帯主又は当該世帯に属する被保険
者が特例対象被保険者等であつて、当
該者の賦課期日の属する年の前年の所
得に係る基礎控除後の総所得金額等に
所得税法第 2 8 条第 1 項に規定する給
与所得が含まれているときは、当該給
与所得については、同条第 2 項の規定
によつて計算した金額の 1 0 0 分の 3
0 に相当する金額を当該者の給与所得
として前項の規定を適用する。